

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

目次

条 例

ページ

| | | |
|-----------------------------|-------------|---|
| ○地域活性化基金条例 | (企画総務課) | 一 |
| ○消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 | (消費生活・文化課) | 一 |
| ○新しい公共支援基金条例 | (共同参画社会推進課) | 一 |
| ○子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例 | (疾病・感染症対策室) | 二 |
| ○妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | (子育て支援課) | 二 |
| ○自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 | (障害福祉課) | 三 |
| ○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | (雇用対策課) | 三 |

条 例

地域活性化基金条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第一号

地域活性化基金条例

(設置)

第一条 地域の活性化に資するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百四十一条第一項の規定に基づき、地域活性化基金(以下「基金」といふ。)を設置する。

(積立て)

(管理)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管

しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二号

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

消費者行政活性化基金条例(平成二十一年宮城県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新しい公共支援基金条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

新しい公共支援基金条例

(設置)

第一条 新しい公共（県民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、事業者等が自発的に行う公益を目的とする活動及びそのための体制をいう。）の拡大及び定着を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二百四十一条第一項の規定に基づき、新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十五年九月三十日限り、その効力を失う。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例

(設置)

第一条 子宮頸がんその他の疾病に係るワクチンの接種を緊急に促進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二百四十一条第一項の規定に基づき、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。

妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例

妊婦健康診査臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年宮城県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。